

国地契第13号  
平成28年5月31日

各地方整備局長 殿

国土交通事務次官  
(公印省略)

「工事請負業者選定事務処理要領」の一部改正について

標記について、「工事請負業者選定事務処理要領」(昭和41年12月23日付け建設省厚第76号)を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

様式2を次のように改める。

様式2

※ 受付番号

※ 業者コード

工事分割内訳表

(単位：千円)

競争参加資格希望 工種区分	工事分割内訳																				※ 合 計		
	一般土木	アスファルト舗装	鋼橋上部	造園	建築	木造建築	電気設備	暖冷房衛生	セメント・コンクリート舗装	プレストレスト・コンクリート	法面処理	塗装	維持修繕	河川しゅんせつ	クラウト	杭打	さく井	プレハブ建築	機械設備	通信設備		変電設備	その他
建設業法上の建設工事																							
01 土木一式																							
02 建築一式																							
03 大工																							
04 左官																							
05 とび・土工・コンクリート																							
06 石																							
07 屋根																							
08 電気																							
09 管																							
10 タイル・れんが・ブロック																							
11 鋼構造物																							
12 鉄筋																							
13 舗装																							
14 しゅんせつ																							
15 板金																							
16 ガラス																							
17 塗装																							
18 防水																							
19 内装仕上																							
20 機械器具設置																							
21 熱絶縁																							
22 電気通信																							
23 造園																							
24 さく井																							
25 建具																							
26 水道施設																							
27 消防施設																							
28 清掃施設																							
29 解体																							
その他																							
合 計																							

記載要領

- 1 本表は、総合評価値通知書に記載されている工事種別ごとの年間平均完成工事高を、当省の定める「競争参加資格希望工種区分」に分割し又は合算して申請する場合に作成すること。
- 2 「建設業法上の建設工事」の種別には、経営事項審査において審査を受けた全ての建設工事の種別に対応した年間平均完成工事高を記載し、また「競争参加資格希望工種区分」には、それに該当する全ての「競争参加資格希望工種区分」を記載すること。
- 3 「※合計」の欄に記載する数値は、経営事項審査における建設工事の種別ごとの年間平均完成工事高と同一であること。ただし、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間においては、経営事項審査における「その他」に「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」に含まれている解体工事の年間平均完成工事高が計上されている場合は、本表「05とび・土工・コンクリート」に記載し、「05とび・土工・コンクリート」の合計値は、経営事項審査における「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」と同一とすること。「その他」については、上記、解体工事分を計上しないこと。
- 4 経営事項審査において計上されていない「道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業の完成工事高を含めて申請する場合は、「その他」の「維持修繕」の欄に記載すること。なお、この欄に記載する場合は、実績が確認できる書類(契約書等の写し)を添付すること。



## 附 則

### (適用範囲)

- 1 この通知による改正後の工事請負業者選定事務処理要領は、平成28年6月1日以降に締結する地方整備局の所掌する工事の請負契約について適用する。  
(解体工事に関する1人の職員につき技術職員として申請できる希望工事種別の数の特例)
- 2 第2第2号イ(ロ)中に規定する1人の職員につき技術職員として申請できる希望工事種別の数は、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間に、とび・土工工事業又は解体工事業に関する経営事項審査を受けたときは、とび・土工工事業、解体工事業の技術者として申請する希望工事種別及びその他の建設業の技術職員として申請する希望工事種別の1種類を合わせた3までとする。